

2022年度医科診療報酬改定の主な経過措置等

厚生労働省資料<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000906930.pdf>などをもとに作成

令和4年9月30日まで	令和4年12月末日まで	令和5年3月末日まで	令和6年3月末日まで	当分の間
1	初診料注2・3、外来診療料注2・3の医療機関			
2	初診料の注10の機能強化加算(80点)			
3	初診料の注14の電子的保健医療情報活用加算のただし書き(3点)⇒2022年9月末日廃止(※2022年8月10日中医協決定)			
4	初診料の注12等の連携強化加算			
5	紹介状無し受診の患者定額負担金の引上げ及び同対象患者に初診料200点・外来診療料50点を控除して保険請求			
6	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の施設基準			
7	急性期一般入院料1の重症度、医療・看護必要度施設基準			
8	急性期一般入院料6の施設基準			
9	療養病棟入院基本料の摂食機能又は嚥下機能の回復に必要な体制			
10	療養病棟入院基本料(注11)75/100算定による経過措置			
11	療養病棟入院基本料(注11)リハビリテーションのFIM測定			
12	障害者施設等入院基本料の注10等の夜間看護体制加算等			
13	総合入院体制加算の重症度、医療・看護必要度の基準			
14	急性期充実体制加算の院内迅速対応チーム構成員の研修			
15	急性期充実体制加算の院内迅速対応チームの院内講習			
16	急性期充実体制加算の紹介割合・逆紹介割合の要件及び、紹介受診重点医療機関			
17			急性期充実体制加算の日本医療機能評価機構等による医療機能評価を受審又はこれに準ずる病院	
18			診療録管理体制加算。400床以上は専任の医療情報システム安全管理責任者配置及び情報セキュリティ研修要件	
19			旧感染防止対策加算の施設は感染対策向上加算2の専任の薬剤師、専任の臨床検査技師の適切な研修要件	
20			感染対策向上加算の注2の指導強化加算の保険医療機関に赴き院内感染対策に関する助言を行う要件	
21			重症患者初期支援充実加算。特に重篤な患者及びその家族等に対する支援に係る取組の評価等を行うカンファレンス	
22			病棟薬剤業務実施加算1。病棟薬剤業務実施加算1届出医療機関かつ小児入院医療管理料届出医療機関は専任の薬剤師が当該医療機関の全病棟配置とみなす	
23			データ提出加算。地域一般入院料、療養病棟入院基本料、専門病院入院基本料(13対1)、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、回復期リハ病棟入院料5、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料、精神科救急急性期医療入院料のいずれかを有し、これらの病棟の病床数の合計が200床未満、かつ、データ提出加算の届出が困難であることに正当な理由があるものは当分の間、要件を満たしていることとみなす	
24			データ提出加算。地域一般入院基本料、専門病院入院基本料(13対1)、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料の届出医療機関で許可病床数が200床以上のもの	

2022年度医科診療報酬改定の主な経過措置等

厚生労働省資料<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000906930.pdf>などをもとに作成

令和4年9月30日まで	令和4年12月末日まで	令和5年3月末日まで	令和6年3月末日まで	当分の間
25	データ提出加算。地域一般入院基本料、専門病院入院基本料(13対1)、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料の届出医療機関で、許可病床数が200床未満のもの		39	地域包括ケア病棟入院料(100床以上に限る)の入退院支援加算1の届出要件
26	データ提出加算。旧精神科救急入院料の届出医療機関		40	地域包括ケア病棟入院料(一般病床に限る)の第二次救急医療機関又は救急病院等を定める省令に基づく認定された救急病院に該当要件
27	入退院支援加算1の「連携医療機関」等の規定		41	地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料(療養病床に限る)の入院患者のうち、①自宅等からの入院割合6割以上、②自宅等からの緊急入院患者数、前3月間30人以上、③救急医療に必要な体制整備の何れかの要件
28	精神科急性期医師配置加算1・3の、クロザピン導入基準		42	精神科救急急性期医療入院料、精神科救急医療体制加算1・2・3の病棟病床数120床以下要件
29	精神科急性期医師配置加算1の精神保健指定医配置基準		43	回復期リハビリ病棟入院料届出の特定機能病院における特定機能病院リハビリテーション病棟入院料の施設基準
30	地域医療体制確保加算の「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づく「医師労働時間短縮計画」作成		44	外来腫瘍化学療法診療料。改定前に外来化学療法加算1又は2の届出医療機関の当該診療料算定患者からの電話等による緊急相談等に24時間対応可能な連絡体制の要件
31	救命救急入院料の「重症度、医療・看護必要度」の評価方法		45	がん患者指導管理料イ。改定前にがん患者指導管理料イの届出医療機関の「意思決定支援に関する指針」の施設基準
32	救命救急入院料の注11等の重症患者対応体制強化加算		46	一般不妊治療管理料の医師の配置、診療実績及び生殖補助医療を実施する他の保険医療機関との関係の基準
33	特定集中治療室管理料の「重症度、医療・看護必要度」の評価方法		47	生殖補助医療管理料。改定前に特定治療支援事業実施医療機関に指定済み医療機関は、人員配置、具備すべき施設・設備、安全管理等の医療機関の体制(生殖補助医療管理料1における患者からの相談に対応する体制を除く)の基準
34	特定集中治療室管理料の注5の早期栄養介入管理加算			
35	回復期リハ病棟入院料1～4の「新規入院患者の重症の患者の割合(30%→40%、20%→30%)」の施設基準			
36	回復期リハ病棟入院料5・6の改正前点数表に従った算定			
37	地域包括ケア病棟入院料(200床以上400床未満に限る)の自院の一般病棟から転棟した患者割合の施設基準			
38	地域包括ケア病棟入院料。自宅等から入棟した患者割合、自宅等からの緊急患者の受入、在宅医療等の実績及び在宅復帰率の施設基準			

2022年度医科診療報酬改定の主な経過措置等

厚生労働省資料 <https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000906930.pdf> などをもとに作成

令和4年9月30日まで	令和4年12月末日まで	令和5年3月末日まで	令和6年3月末日まで	当分の間
48	こころの連携指導料(Ⅰ)の自殺対策等の適切な研修受講			
49	改定前に在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院の届出済み病棟の「意思決定支援に関する指針」の施設基準			
50	アルブミン(BCP改良法・BCG法)。BCG法によるもの			
51	改定前に画像診断管理加算3の施設基準届出済みの医療機関の人工知能関連技術が活用された画像診断補助ソフトウェアの適切な安全管理要件			
52	改定前の摂食嚥下支援加算の施設基準届出医療機関は摂食機能療法の注3の摂食嚥下機能回復体制加算1の摂食嚥下支援チームの職種の規定「専従の常勤言語聴覚士」は「専任の常勤言語聴覚士」であっても差し支えない。経口摂取回復率35%以上の基準を満たしているとみなす			
53	疾患別リハビリテーション料のFIMの測定要件			
54	救急患者継続支援料。改定前の救急患者精神科継続支援料の施設基準届出済み医療機関は人員配置基準を満たしているとみなす			
55	人工腎臓 注2 □ 導入期加算2。改定前の導入期加算2の施設基準の届出済み医療機関の2の(2)のイ、ウ、エの基準			
56	医科点数表第9部処置の通則の5に掲げる処置等の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1の施設基準。改定前に時間外加算1等の届出済み医療機関の当直回数の基準			
57	精巣内精子採取術。改定前に特定治療支援事業の実施医療機関として指定済みの医療機関は、医師の配置、診療実績及び他の保険医療機関との関係の基準(1)のアの②及び③並びにイの②から④まで及び(2)の基準を満たしているとみなす			
			58	機能強化型訪問看護管理療養費。改定前に機能強化型訪問看護管理療養費1又は2の届出済みの訪問看護ステーションは、「人材育成のための研修等」及び「訪問看護に関する情報提供又は相談」の基準を満たしているとみなす
			59	指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準。業務継続計画の策定等は努力義務とする
			59	【調剤報酬】電子的保健医療情報活用加算注5のただし書規定
			60	【調剤報酬】地域支援体制加算1・2。改定前に調剤基本料1を算定していた保険薬局で、4年4月から調剤基本料3のハを算定するものは、調剤基本料1の算定薬局とみなす。 (※調剤基本料については3のハを算定)
			61	【調剤報酬】改定前の調剤基本料1の算定薬局で、従前の「在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績(調剤基本料1の場合)」を満たし地域支援体制加算の届け出た薬局は「在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績」を満たしているとみなす
			62	【調剤報酬】改定前の調剤基本料1以外の算定薬局で、従前の「在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績(調剤基本料1以外の場合)」を満たし地域支援体制加算の届け出た薬局は「在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績」を満たしているとみなす
			63	【調剤報酬】調剤基本料の注8の厚生労働大臣が定める保険薬局(後発医薬品減算)。後発医薬品の調剤数量割合が著しく低い薬局に対する調剤基本料の減算規定の施設基準(※減算は5点が適用)